

千葉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則及び千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第 57 号

千葉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

千葉県健康増進法施行細則（平成 15 年千葉県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号から様式第 5 号までを次のように改める。

## 様式第2号（第4条関係）

### 特定給食施設開始届

年 月 日

（あて先） 千葉市長

設置者 住 所

氏名又は名称

（法人の場合）代表者職・氏名

法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印が必要です。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり、給食を開始した（開始する）ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

給食施設の名称					
給食施設の所在地					
給食施設の種類	1 学校 2 病院（許可病床数 床） 3 介護老人保健施設（入所定員数 ） 4 介護医療院（入所定員 ） 5 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 事業所 9 寄宿舍 10 矯正施設 11 自衛隊 12 一般給食センター 13 その他（ ）				
給食開始日又は開始予定日	年 月 日				
給食運営方式	直 営 委 託				
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
管理栄養士の員数				栄養士の員数	

注

- 1 給食施設の種類の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 給食運営方式の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 給食運営方式が委託である場合にあっては、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、受託者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）について記載した書類を添付すること。

# 様式第3号（第5条関係）

## 特定給食施設変更届

年 月 日

（あて先） 千葉市長

設置者 住 所

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者職・氏名

〔 法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印が必要です。 〕

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり、特定給食施設の届出事項に変更が生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 変更事項(下表に記載されている届出事項のうち該当する番号を○で囲むこと)

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
1 給食施設の名称		
2 給食施設の所在地		
3 設置者の氏名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)		
4 設置者の住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)		
5 給食施設の種類		
6 給食の開始日又は開始予定日		
7 1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数		
8 管理栄養士の員数		
9 栄養士の員数		

4 変更年月日 年 月 日

## 様式第4号（第6条関係）

### 特定給食施設廃止（休止）届

年 月 日

（あて先） 千葉市長

設置者 住 所  
氏名又は名称  
（法人の場合）代表者職・氏名

法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印が必要です。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり、給食を廃止（休止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

給食施設の名称	
給食施設の所在地	
給食を開始した年月日	年 月 日
給食を廃止（休止）した年月日	年 月 日
給食を廃止（休止）した理由	

注 給食を休止する場合は、給食を廃止（休止）した年月日の欄に休止の予定期間を併せて記載すること。

休止後再開する場合は、開始届を提出すること。

## 様式第5号（第7条関係）

### 管理栄養士必置指定通知書

千葉市達 第 号

給食施設の名称

給食施設の所在地

設置者 住所  
氏名

給食施設の種類

上記の施設を健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。

年 月 日

千葉市長



#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉県規則第58号

千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成5年千葉県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第26号を次のように改める。



## 様式第 26 号

### 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

氏名又は名称

住所

(法人にあつては代表者の氏名)

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
産業廃棄物処理施設の能力 (最終処分場である場合には、廃棄物の埋立ての用に供される場所の面積及び残余容量)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
一般廃棄物が生じた時期及び地域 ※非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合にのみ記載すること	

- 備考
- 1 この届出書は一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。
  - 2 この届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付すること。
  - 3 他人の一般廃棄物の処理を行う場合には、次に掲げるいずれかの書類を添付すること。
    - (1) 産業廃棄物処理施設で処理する一般廃棄物に係る処分業許可を受けたことを示す書類
    - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
    - (3) 一般廃棄物処分業の許可を要しない者として環境省令で定められた者であることを示す書類
    - (4) 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行う者として認定されたことを示す認定証の写し

様式第27号を次のように改める。

様式第27号

第 号  
年 月 日

受 理 書

様

千葉市長



年 月 日に、次の届出書を受理しました。

届出の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5
届出の内容	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置
氏名又は名称 住所 法人にあつては、代表者の 氏名	
産業廃棄物処理施設の設 置場所	
産業廃棄物処理施設の種 類	
産業廃棄物処理施設にお いて処理する一般廃棄物 の種類	
産業廃棄物処理施設に係 る許可の年月日及び許可 番号	
産業廃棄物処理施設に係 る許可の条件	
一般廃棄物が生じた時期 及び地域	

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる